

1 2021 January

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2021 2 日 1 7 14 21 28	月 2 8 15 22	火 3 9 16 23	水 4 10 17 24	木 5 11 18 25	金 6 12 19 26	土 7 13 20 27
3 赤口	4 先勝 外国人雇用状況届出書(前年11月分)健康保険・厚生年金保険の保険料納付(前年11月分)	5 友引	6 先負	7 仏滅	8 大安	9 赤口
10 先勝	11 友引 成人の日	12 先負 前年12月分の源泉所得税等の納付雇用保険被保険者資格取得届の提出(前年12月雇入分)	13 赤口	14 先勝	15 友引	16 先負
17 仏滅	18 大安	19 赤口	20 先勝 源泉所得税の納期特例分の納付	21 友引	22 先負	23 仏滅
24 大安	25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負	29 仏滅	30 大安
31 赤口						

1 総務・経理のお仕事カレンダー 1月の税務と労務



税務

- 前年12月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 1月12日(火)まで
- 前年7月～12月分の源泉所得税の納期の特例分の納付 **Check!**
★常時10人未満の事業所は届出により前6か月分を7月10日と1月20日までに納付することができます。 → 1月20日(水)まで
- 前年11月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税を除く)。 → 決算当日(月末決算では2月1日(月))まで
- 令和3年5月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など) → 決算当日(月末決算では2月1日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち2月・5月・8月決算法人の中間申告と納付 → 決算当日(月末決算では2月1日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち前年10月・11月決算法人を除く法人の中間申告と納付 → 決算当日(月末決算では2月1日(月))まで
- 固定資産税の償却資産に関する申告 **Check!**
★新型コロナウイルス感染症の影響等で事業収入が減少した一定の中小事業者等は、一定の固定資産税・都市計画税の軽減申告ができます。 → 2月1日(月)まで
- 給与所得の源泉徴収票の交付 → 2月1日(月)まで
- 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等の提出 → 2月1日(月)まで
- 給与支払報告書の提出 → 2月1日(月)まで
- 給与所得者の扶養控除等申告書の受理 → 本年最初の給与の支払を受ける日の前日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(前年12月雇入分) → 1月12日(火)まで
- 労働保険概算保険料分割納付第3期分の納付 **Check!**
★納付すべき概算保険料が原則40万円以上では3回に分割納付可能。 → 2月1日(月)まで
- 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満、前年10月～12月分) → 2月1日(月)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の前年12月雇入・離職分) → 2月1日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(前年12月分) → 2月1日(月)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

配偶者の給与調整

配偶者が給与と所得のみであることを前提に、所得税の配偶者(特別)控除、社会保険の被扶養者の判定について、年間の収入を基に考えます。納税者本人の合計所得金額は900万円以下として、税務・労務の扶養に関する注意点を記載します。

【税務上の注意点】

配偶者が当年年収103万円超ある場合は配偶者控除(38万円)から配偶者特別控除に切り替わり、当年年収150万円までは満額(38万円)控除できます。当年年収150万円超では控除額が減額し、当年年収201万円強で控除額が0円になります。

【労務上の注意点】

一定の場合を除き、配偶者の以後1年間の年収見込額130万円以上ある場合は社会保険の被扶養者から外れ、自ら保険料を負担します。しかし、税務上の注意点とは異なり、厚生年金・健康保険の被保険者となる場合は保険給付が充実します。



で読める! 税務基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜



GoToトラベルを利用して慰安旅行を行った場合の処理は？

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている旅行業、宿泊業、観光施設等の活性化を目的とするGoToトラベルを利用して慰安旅行（社員旅行）を行った場合、原則として会社は福利厚生費（損金）で処理ができ、役員や従業員は給与課税されることはありません。また、旅行者に給付される地域共通クーポンについては会社は雑収入に計上した上で、取引先などに配るお土産の購入に使用した場合には交際費（一定の金額までは損金算入）、役員や従業員に配付した場合は給与（役員の場合、原則損金不算入）としてそれぞれ処理することになります。

● 慰安旅行費用の取扱い

レクリエーションの一環として慰安旅行を行った場合には、その旅行の企画立案、規模、行程、従業員等の参加割合や参加者の負担額などを総合的に勘案して実態に即した処理を行うこととなりますが、次の条件のいずれにも該当する場合には、会社負担が多額になる等のケースを除き、会社は福利厚生費として処理ができ、役員や従業員は給与課税を受けることはありません。

ただし、下記①～②の要件を満たしている場合であっても、役員等の特定の者を対象としている等の場合、その旅行に係る費用は給与（役員の場合、原則損金不算入）としての取扱いを受けるので注意が必要です。

① 旅行に要する期間は4泊5日（海外旅行のときは目的地の滞在日数）以内であること

② 旅行の参加者が全従業員の50%以上であること*

* 工場、支店等の単位で旅行を行う場合は、その工場、支店等の従業員の50%以上が旅行に参加していることが必要です。

例えば、会社が慰安旅行の目的で、GoToトラベル対象の旅行を行った場合の税務処理は以下のとおりとなります。

【旅行内容】

1泊2日の国内旅行で参加者10名（会社の全員参加）

旅行代金 1人あたり 33,000円（税込み）×10名分=330,000円

旅行代金の割引額 33,000円×35%×10名分=115,500円

会社が旅行会社に支払うお金 330,000円-115,500円=214,500円

地域共通クーポン 33,000円×15%=4,950円→5,000円（千円未満四捨五入）

5,000円×10名分=50,000円

（注）地域共通クーポンのうち、社長分（1名）は取引先に配るお土産の購入に使用し、残りは従業員に配付

（単位：円）

	借方	貸方
旅行代金	福利厚生費 300,000	現金 214,500
	仮払消費税 30,000	雑収入 115,500（消費税は不課税）
地域共通クーポン	交際費*1 4,545	雑収入 50,000（消費税は不課税）
	仮払消費税 455	
	給与*2 45,000	

*1 中小法人等は、定額控除限度額（年800万円）又は接待飲食費の50%相当額までは損金算入できます。

*2 役員に配付した場合は、原則、損金不算入となります。

GoToトラベル事業とは

国内旅行の旅行代金の50%相当額（旅行代金の35%は旅行代金に充当、残り15%は旅行先で使える地域共通クーポンとして旅行者に給付）が国から旅行者に支援される制度です（1人1泊当たり2万円（日帰り旅行については1万円）上限）。

なお、11月から、観光目的以外の旅行商品（ビジネス出張やダイビング等の免許取得を目的とする旅行商品等）が、GoToトラベルの対象外となりました。